

自転車指導啓発重点路線(境警察署)

重点路線で重傷事故が発生！



出典：国土地理院発行基盤地図情報

☆長井戸交差点～住吉町交差点☆

➤ 選定理由

- ・昨年境町地内で発生した自転車事故のうち、同路線上において重傷事故が発生しています。
- ・これまで警察が行ってきた活動においても、歩道通行や道路右側を通行する自転車、携帯電話等を使用しながらの走行、自転車同士で並んで走る時自転車が見られ、過去にも同路線上において交通事故が多く発生しています。

- 重点路線付近には商業施設や学校があり、学生や、地域住民の方の自転車利用が多い地域です。
- 当署管内で発生した自転車の事故の6割以上が、午前6時から午前9時までの間、午後4時から午後7時の間に発生しています。通勤通学時間や帰宅時間は1日のなかでも交通量が多くなる時間帯です。特に夕暮れ以降は、自分の存在を周囲に知らせ、交通事故を減少させるためにも、反射材を身につけ早目にライトを点灯しましょう。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 自転車は車道が原則、歩道は例外！

自転車は道路交通法上、軽車両に分類され、車と同等の法律が適用されます。歩道と車両の区別があるところは車道通行が原則です。児童や幼児（13歳未満の子供）、70歳以上の高齢者、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保されているためやむを得ないと認められる時などは、歩道を通行することができますが、歩道は歩行者優先です。車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

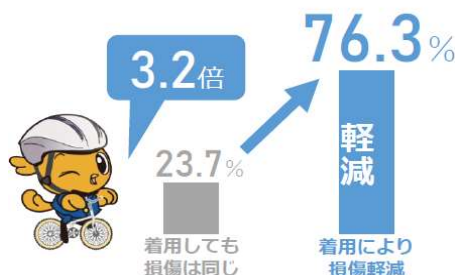
2 ながら運転、酒気帯び運転は絶対にしない！

令和6年11月から携帯電話等を使用しながらの運転、酒気帯び運転の罰則が強化されました。ながら運転・酒気帯び運転は重大な交通事故につながる危険な行為！絶対にやめましょう！

3 早目のライト点灯、反射材を身につけましょう！

反射材を身につけることで、相手から気がついてもらいやすくなります。自分の身を守るためにもライトや反射材を積極的に活用しましょう。

ヘルメットの着用効果



～ヘルメット着用について～

令和5年4月からヘルメット着用が努力義務化されています。過去10年間の茨城県内発生 of 自転車乗車中死者の損傷主部をみると、頭部損傷が約6割を占めています。自分の命を守るためにヘルメットを着用することが大切です。



自転車安全利用五則 プラス 反射材

- 1、車道が原則左側を通行、歩道は例外歩行者を優先
- 2、交差点では信号と一時停止を守り安全確認
- 3、夜間はライトを点灯
- 4、飲酒運転は禁止
- 5、ヘルメットを着用